13

第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第百三十条第二項（第百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び附則第七条の三第五項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第百三十七条の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負つている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七条の十八の規定は、適用しない。

附則第七条の三第五項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）」を「昭和六十年改正法」に改める。

附則第七条の三の次に次の一条を加える。

第七条の三の二　前条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する被保険者期間については、適用しない。

一　第三号被保険者としての被保険者期間（保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。以下この条において「対象第三号被保険者期間」という。）を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部について、第三号被保険者としての被保険者期間が、直近の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者である期間に引き続く他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者である期間となつたことにより、当該対象一部第三号被保険者期間について、保険料納付済期間でないものとして第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合　当該訂正がなされた第三号被保険者としての被保険者期間

（厚生年金保険法の一部改正）

第二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「以下単に」を「第百三十八条第五項を除き、以下単に」に改める。

第百三十条第五項中「その業務」の下に「（加入員又は加入員であつた者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）」を加える。

第百三十八条第五項中「場合」の下に「（設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）」を加える。

附則第三十三条第一項中「平成十七年四月一日」を「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の施行の日（以下この条及び次条第二項において「平成二十三年年金確保支援法施行日」という。）」に、「同日」を「平成二十三年年金確保支援法施行日」に改め、同条第二項中「平成十七年四月一日」を「平成二十三年年金確保支援法施行日」に、「三年」を「五年」に改める。

附則第三十四条第二項中「平成十七年四月一日」を「平成二十三年年金確保支援法施行日」に、「三年」を「五年」に改める。

附則第三十五条第一項ただし書中「十年」を「十五年」に改める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第三条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第七十八条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十六条第二項第二号中「六十歳」を「前号の規約で定める年齢」に改める。

第七十八条第三項中「場合」の下に「（実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の実施事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）」を加える。

第九十三条中「その他の業務」の下に「（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）」を加える。

（確定拠出年金法の一部改正）

第四条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の三」に、「第四十九条」を「第四十八条の二」に、「第七十三条」を「第七十三条の二」に改める。

第三条第一項中「使用される被用者年金被保険者等」の下に「（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六項各号に掲げる者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」の下に「（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二　六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢に関する事項

第三条第三項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあつては、当該掛金（以下「企業型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法その他の拠出に関する事項

第四条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めた場合にあつては、当該年齢は、六十五歳以下の年齢であること。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前条第三項第七号の二に掲げる事項を定めた場合にあつては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第二条第六項各号に掲げる者であるもの（当該一定の年齢に達していない者に限る。）のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

第十一条第六号中「六十歳」の下に「（企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢）」を加える。

第十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の六十歳以上の企業型年金加入者であつて、第十一条第二号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

第十九条の見出しを「（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

4　企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。

第二十条中「係る事業主掛金の額」の下に「（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）」を「有無」の下に「、厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準」を加える。